

## 静岡県立大学男女共同参画推進センター規則

平成 20 年 7 月 28 日 規則第 57 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日、令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則第 7 条の 3 に規定する男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、静岡県立大学（以下「県大」という。）及び静岡県立大学短期大学部（以下「短大部」という。）における男女共同参画を推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第 10 条に規定する男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）に関すること。
- (2) 男女共同参画推進方策の具体的な計画及び実施に関すること。
- (3) 男女共同参画推進に係る研究、調査及び分析に関すること。
- (4) 男女共同参画推進に係る教育・啓発に関すること。
- (5) 男女共同参画推進に係る情報の収集、発信等に関すること。
- (6) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第 4 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) センター職員
- (5) センター協力教員
- (6) その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

第 5 条 センター長は、県大又は短大部の教員の中から学長が選考し、理事長が任命する。

2 センター長は、センターに関する業務を統括する。

3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、県大又は短大部の教員の中から学長が選考し、理事長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター教員)

第7条 センター教員は、県大又は短大部の教員の中から推進会議の議を経て、学長が選考し、理事長が任命する。

2 センター教員は、第3条各号に掲げるセンターの業務に従事する。

(センター職員)

第8条 センター職員は、事務局教育研究企画室の職員をもって充て、センターの運営に関する業務に従事する。

(センター協力教員)

第9条 センター協力教員は、事業の遂行に当たり、必要があると認めるときに、センター教員以外の教員のうちからセンター長が委嘱する。

2 センター協力教員は、センター長の命を受け、センターの業務に協力する。

(推進会議)

第10条 センターに、推進会議を置き、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

(1) 男女共同参画推進にかかわる基本理念に関すること。

(2) 男女共同参画推進方策の企画、立案及び実施に関すること。

(3) 男女共同参画推進の実施状況の点検、評価及び改善に関すること。

(4) 男女共同参画推進の情報提供及び広報・公表に関すること。

(5) その他男女共同参画の推進に関すること。

(大学運営会議への報告)

第11条 推進会議が審議した事項のうち、委員長が必要と認める事項については、静岡県立大学大学運営会議に提言・報告等を行うものとする。

(推進会議組織)

第12条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 副委員長

(3) 各学部から選出された教員1人

(4) 各研究科及び各研究院から選出された教員1人

(5) 短大部から選出された教員1人

(6) 健康支援センターから選出された教員又は職員1人

(7) キャリア支援センターから選出された教員又は職員1人

(8) 附属図書館長が指名する附属図書館の教員又は職員1人

(9) 静岡県公立大学教職員組合から選出された組合員1人

(10) 事務局長が指名する事務局職員

(11) その他学長が必要と認めた者

2 委員長は、センター長をもってこれに充てる。

3 副委員長は、副センター長をもってこれに充てる。

(委員の任期)

第13条 前条第1項第3号から第5号まで、第9号及び第11号の委員並びに同項第6号から第8号までの教員の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(推進会議の運営)

第14条 委員長は、推進会議を招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議が必要と認めたときは、構成員でない者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 推進会議は、必要に応じて部会及びワーキンググループ等を設置することができる。

6 部会及びワーキンググループ等の運営その他必要な事項は、その都度推進会議で定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。